

高松市監査委員告示第36号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年11月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)



令和6年11月29日

高松市監査委員

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H30	H31.2.28	第1号	指摘【重点】	行政財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P26	市民局	人権・男女共同参画推進課	R6.10.22
2				指摘【重点】	行政財産使用許可台帳に付箋、鉛筆書き等で修正を加え、現在の正確な内容が分かりにくくなっているため、規則に定められた様式に改める必要があるもの	P26			
3				意見【重点】	行財政改革計画の進行管理について（「受益者負担見直し基準」の見直し）	P16	総務局	人事課 行政改革推進室	R6.10.16
4				意見	実効性のある内部統制制度の確立について	P17	総務局	コンプライアンス推進課	R6.10.18
5	R元	R2.2.28	第4号	意見【重点】	元万日墓地の管理について	P28	都市整備局	道路管理課	R6.10.24
6	R4	R4.12.5	第26号	意見	人間ドックの昼食提供業務委託に係る業者選定について	P15	病院局	みんなの病院事務局総務課	R6.11.7
7	R5	R5.11.30	第27号	指摘	契約に係る適正な事務処理について	P8	創造都市推進局	市場管理課	R6.10.28

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成30年度及び31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成30年度及び31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

(3) 行財政改革計画の検証について

第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）は、第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている。

平成29年度において、行財政改革計画に記載された実施工程（目標値）について、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施し、進捗状況に遅れが認められた監査対象局に対しては、監査委員の意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査計画であることから、30年度においても、引き続き、行財政改革計画に記載された事務事業について、その実績や効果を検証する。

2 平成31年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の貸付に当たり、貸付期間が1 か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月22日
所 管 課 等	市民局 人権・男女共同参画推進課
措 置 結 果	本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、行政財産使用許可台帳の点検・確認を行い、当該台帳を作成するなど適切な事務処理を行っている。 また、高松市公有財産事務取扱規則の遵守について、周知徹底を図るとともに、管理職員による台帳確認を行うなど、課内でのチェック体制を構築し、適正な事務処理に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産使用許可台帳に付箋、鉛筆書き等で修正を加え、現在の正確な内容が分かりにくくなっているため、規則に定められた様式に改める必要があるもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月22日
所 管 課 等	市民局 人権・男女共同参画推進課
措 置 結 果	本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、メモ等を行政財産使用許可台帳に貼付したり、鉛筆書きによる修正を行わないよう事務処理を改めた。 また、修正が必要な場合には、高松市公有財産事務取扱規則に定められた様式に必要な事項のみを記載することにより、適正な事務処理に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／総務局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	意 見【重 点】		
意 見 の 項 目	行財政改革計画の進行管理について（「受益者負担見直し基準」の見直し）		
意 見 の 内 容	平成29年度において実施工程（目標値）の進捗状況に遅れの認められた実施項目については、計画期間内において実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P16		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月16日
所 管 課 等	総務局 人事課行政改革推進室
措 置 結 果	本件意見については、受益者負担の現状と課題などを把握するため、関係課への調査やデータ分析による使用料算定等に係る実態把握や検証などを実施し、その結果を踏まえ、令和4年6月に高松市受益者負担見直し基準を改定した。 同基準では、定期的な受益者負担の見直しを行うことを明記するなど、適正な受益者負担を確保することとしている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／総務局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	実効性のある内部統制制度の確立について		
意 見 の 内 容	監査結果の現状から、内部統制の概念が庁内で十分浸透していないこと、また、リスクを防止するための所定の基準や手続が形骸化していることを自覚するとともに、地方自治法に基づく内部統制制度が確立するまでの間は、現行制度を運用する中で必要な見直しを図るなど、事務の適正な執行を自律的に確保する体制を確立されたい。		
公表文該当 ページ	P17		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月18日
所 管 課 等	総務局 コンプライアンス推進課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果を受け、地方自治法の定める内部統制制度の趣旨を踏まえた、リスクマネジメント体制の強化について検討した結果、各所属におけるリスクマネジメントの基本指針である不祥事撲滅推進プログラムの作成や改定を、リスクマネジメント会議において協議することや、再発防止策の実施状況等に関するモニタリングを義務付けることなど、実効性のあるリスク防止の取組の確立に向けた見直しを行い、令和2年5月に、本市のリスクマネジメントの取組について規定した、高松市リスクマネジメント体制整備要綱を施行した。 また、同体制の適正な運用を図るため、定期的な全庁リスク報告書による周知等により、リスクマネジメントの概念の浸透に取り組んでいる。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	元万日墓地の管理について		
意 見 の 内 容	道路としての機能に応じて、行政財産と普通財産に整備した上で管理を行い、未利用 地については売却に向けた検討を進めるなど、実態に合わせた適切な財産管理に取り組 まれたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P28		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月24日
所 管 課 等	都市整備局 道路管理課
措 置 結 果	本件意見については、令和4年4月に、道路部分を行政財産として公有財産台帳に登 録し、市道としての機能及び財産の管理を行うこととした。 また、普通財産である未利用地部分については、市有地買取りの意向調査を実施する など、売却に向けた協議を開始しており、6年度末完了予定の法務局による地図作成業 務の状況も把握しながら、適切な財産管理に取り組んでいる。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和4年度／病院局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第26号	告 示 日	令和4年12月5日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	人間ドックの昼食提供業務委託に係る業者選定について		
意 見 の 内 容	業者選定に当たっては、開院当時に比べ社会情勢も変化し、他に対応できる業者が存在する可能性や市内企業の育成及び地域経済の活性化を図ることも考慮した上で、業者選定を実施されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P15		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月7日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措 置 結 果	本件意見については、令和5年9月から7年8月までの人間ドック昼食提供業務において、業者選定方法を検討した結果、企画競争入札（プロポーザル方式）とするとともに、提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施することにより、受診者のニーズに合った昼食提供業者を選定することができ、食事内容の質やサービスの向上が図られた。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第27号	告 示 日	令和5年11月30日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	契約に係る適正な事務処理について		
指 摘 の 内 容	契約事務については、関係法令等に基づき適正に執行するとともに、所属内における適切な審査体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P8		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月28日
所 管 課 等	創造都市推進局 市場管理課
措 置 結 果	本件指摘事項については、業者選定時からしゅん工（完了）及び支出命令に至るまで、契約に係る事務処理が適切に管理できるよう、令和6年3月に、根拠法令や特に注意すべき事項などを記載した「発注簿等に係るチェックリスト」を作成した。 また、同チェックリストを課内で共有することにより、事務処理が適切に行われていることを審査できる体制を整えた。